



長野県報

4月20日(月)
令和2年
(2020年)
第99号

目次

規則

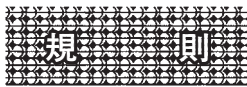
特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課)	1
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員課)	1
職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局)	2

告示

長野県議会臨時会の招集(財政課)	2
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課)	2

公告

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室)	2
特定調達契約に係る落札者の決定(建設政策課技術管理室)	3



特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年4月20日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第41号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則(昭和44年長野県規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第5号及び第8号のイ中「ブルセラ病、結核病」を「ブルセラ症、結核」に改める。

附則に次の1項を加える。

(外国勤務手当の特例)

6 知事は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症に関し、そのまん延の状況その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、第15条第2項及び第3項の規定にかかわらず、外国勤務手当の額及び支給期間について、別に定めることができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第1項第5号及び第8号のイの改正規定は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(令和2年法律第16号)の施行の日から施行する。

人事課

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年4月20日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第42号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則第6項第2号中「100分の5」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日(以下「災害発生日」という。)における法定利率」に改める。

附則第7項、第13項第2号及び第14項中「100分の5」を「災害発生日における法定利率」に改める。

附則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和2年4月1日前の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第6項及び第7項の規定による障害補償年金の支給停止並びに同規則附則第13項及び第14項の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

職員課

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年4月20日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第7号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第39条の3第2項中「であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき」を「(これらの期間の初日の属する月又はその翌月に職務に復帰し、又は復職することとなる場合を除く。第41条の3第1項第3号において同じ。)」に、「」は、「」には、「」に改める。

第41条の3第1項第3号中「であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。」を削る。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。(経過措置)
- 令和2年4月1日前に停職処分を受け、休職若しくは派遣を命ぜられ、自己啓発等休業、配偶者同行休業若しくは育児休業の承認を受け、又は大学院修学休業の許可を受けた職員の支給単

間(一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)第19条第1項第1号に規定する支給単期間をいう。)の開始については、なお従前の例による。

人事委員会事務局



長野県告示第208号

次の事件のため、令和2年4月28日、長野県議会臨時会を長野市に招集します。

令和2年4月20日

長野県知事 阿部 守一

付議事件

- 令和2年度長野県一般会計補正予算(第1号)案
- 令和2年度長野県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案
- 令和元年度長野県一般会計補正予算(第12号)の専決処分報告

財政課

長野県告示第209号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

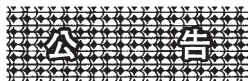
令和2年4月20日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 認知症対応型通所介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
株式会社 和が家	おはな 和が家	岡谷市山手町2-3-26	令和2年4月16日

介護支援課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和2年4月20日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ノジマ諏訪店
諏訪市上川1-1507-2
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社ノジマ
代表執行役 野島 廣司
神奈川県相模原市中央区横山1-1-1
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
株式会社ノジマ
代表執行役 野島 廣司
神奈川県相模原市中央区横山1-1-1
株式会社大創産業